

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課に関する事務(軽自動車税) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相良村は、地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 相良村長

## 公表日

平成27年5月29日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	地方税の賦課に関する事務(軽自動車税)
事務の概要	<p>地方税法に基づき、4月1日現在において軽自動車税の対象となる車輛の主たる定置場所在地を本村としている車輛の所有者に対して軽自動車税を賦課し通知する。原動機付自転車等本村が登録並びに廃車を行う車輛についての登録、廃車事務を行い、ナンバープレートを交付、回収する。</p> <p>また、他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村に通知する。又、本村で登録している車輛について他市町村で廃車の申請をされたときの他市町村からの照会に回答し、ナンバープレートの回収を依頼し通知を受理する。さらに、軽自動車検査協会や運輸局に登録、廃車された車輛について異動通知を受け付ける。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】 軽自動車税を賦課決定し、決定通知並びに納付書の送付。 原動機付自転車等本村が登録並びに廃車を行う車輛の申請受付。 他市町村が登録している車輛についての廃車申請を受け付け、他市町村に照会し許可が下りれば、ナンバープレートを回収し、当該市町村に通知する。 また、本村で登録している車輛について他市町村で廃車の申請をされたときの他市町村からの照会に回答し、ナンバープレートの回収を依頼し通知を受理する。 軽自動車検査協会、運輸局で登録、廃車された車輛の異動通知の受理。 警察からの車輛の所有者等に関する照会。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】 軽自動車税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報、身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。</p> <p>軽自動車税賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符合」を取得して利用する。 また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税車両情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(事務の概要)が含まれる項(27の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	税務課
所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	相良村総務課	〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1	0966-35-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	相良村税務課	〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1	0966-35-0211

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

